



内閣府（防災担当）

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討 ワーキンググループ（第3回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和6年8月7日（水）13：00～17：00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、阪本委員・主査代理、宇田川委員、浦野委員、大原委員、加藤委員、
酒井委員、宮島委員、馳 石川県知事（代理）、坂口 輪島市長（10名）

2. 議事要旨

輪島市、珠洲市、三重県（中部9県1市災害時等の応援に関する協定 構成県）から「自治体における災害応急対応について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 全国からの自治体支援・受援について、被災自治体から見ると、マンパワーが必要な場面と災害経験のノウハウが必要な場面の両方があるため、その使い分けをうまく整理する必要がある。一方で、支援する自治体から見ると、今後の災害に備えて経験を積ませるという側面もあることから、派遣する職員のバランスを考える必要がある。
- 都道府県が受援計画を策定するにあたり、支援の平準化が図られるよう、管下の複数の市町村に入る災害マネジメント総括支援員（GADM）の情報共有の場を設けることが必要である。一方で、その調整労力を軽減するためには手順の標準化も考慮する必要がある。
- 自治体支援について、量（過不足の有無や民間の力の活用）と質（ミスマッチの有無）を十分に評価したうえで、標準的な支援方法の確立に向けた検討を進める必要がある。
- 現行の支援体制は、被害の程度に関わらず画一的な方法で実施されているが、被害の広域性と甚大性の両方を踏まえて支援のあり方を決める必要があることから、可変的な体制を構築できるような仕組みを検討する必要がある。
- 自治体支援には総括支援や対口支援以外にも含めて様々な支援があり、輻輳することがあるため、支援元と支援先を全体的に整理する必要がある。

内閣府男女共同参画局、浦野委員、大阪公立大学大学院 菅野准教授、新潟大学 榛沢特任教授、社会福祉法人全国社会福祉協議会、日本赤十字社、北海道保健福祉部、公益社団法人日本薬剤師会、石川県から「被災者支援について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 全国的に福祉避難所の数や人員が不足していることから、福祉避難所の指定を加速化させるとともに、物品購入や人員配置にも配慮が必要である。さらに、個別避難計画を作成した方は福祉避難所に直接避難したり、周辺の福祉避難所との応援協定を事前に締結するなどの仕組みづくりを進め、高齢者や障がい者といった方々を守ることが重要である。
- 大規模災害においては、事前に指定された避難所だけで対応することや、自治体職員を派遣して避難所を運営することは非常に困難である。行政が指定避難所を開設するというやり方の見直しや、地域の力を活用して避難所運営ができるよう人材を育成することが重要である。
- 各都道府県は、避難所運営を支援自治体あるいは民間団体へ依頼する前に、避難所対応を含む被災者支援における自らの役割や、管下の被災市町村への支援のあり方を考えておく必要がある。
- 今般の災害においても、在宅避難の方や車中泊の方への対応が検討されておらず、2次避難から戻ってきている方の情報把握も十分ではなかった。被災者がどこにいても支援が届くように、場所に着目するのではなく、人に着目した支援のあり方を検討する必要がある。
- 今般の災害においては、医療・保健・福祉などの各分野で様々な取組が進められてきたが、人材育成や研修での連携といった分野横断的な取組を進めることによって、今後さらに災害対応力の向上が図られると考えられる。
- 避難所に関する情報について、各機関が収集・所有しているデータの標準化および紐づけが進めば、情報共有がより一層進むとともに、分析結果の信頼性向上にもつながると考えられる。一方で、個人情報の取扱いには留意する必要がある。
- 被災者支援にかかる民間との連携について、民間が災害時でもきちんと機能維持できるように万全の準備をしていただく一方で、避難者が減少しないと民間の力を活用するにしても限界がある。今般の災害と南海トラフ地震のような大規模災害では、対応のあり方を区別して検討する必要がある。
- 広域かつ大規模な災害になるにつれて、専門性を有する職員の派遣は滞り、行政のマンパワーも全く不足すると考えられるため、地域の担い手を増やす必要がある。また、住民の方々に避難所運営への参画を促す際、得られるメリットをしっかりと伝える必要がある。
- 今般の災害における2次避難を踏まえ、2次避難のあるべき姿をきちんと議論して次の災害に備えるとともに、目的を明確化した上での仕組みづくりが必要である。

- 時代の変化にきちんと対応していくことが重要であり、その一環として、昨今の高齢化社会を踏まえて災害時でも介護の機能を維持するための仕組みづくりや、社会全体を社会システムとして俯瞰するための仕組みづくりが考えられる。
- 公に求められる役割が、被災しても人間としての尊厳が守られるような暮らしが必要であるとの考え方に変わりつつあるが、災害を乗り越えるための基盤となる思想についてきちんと議論し、広く共有することが必要である。
- 今般の災害対応を踏まえて、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝の地震といった大規模地震におけるリソース配分の優先順位、各種データの取扱い、各分野の支援の連携などについて、今後の課題として議論する必要がある。

以上



内閣府（防災担当）

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討 ワーキンググループ（第4回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和6年8月20日（火）13：00～17：00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、阪本委員・主査代理、宇田川委員、加藤委員、酒井委員、宮島委員、
馳 石川県知事（代理）、坂口 輪島市長（代理）（8名）

2. 議事要旨

日本障害フォーラム、NPO法人日本トイレ研究所、一般社団法人ピースボート災害支援センター、一般社団法人避難所・避難生活学会から「被災者支援について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 障がい者への対応は、ユニバーサルデザインとして高齢者への対応にもつながっていくものである。単に機材を提供するというだけではなく、サービス利用を確保するという視点が重要である。
- 被災地支援においては、他機関との連携を図るための調整機能が非常に重要であるが、被災自治体が行うことも、被災してから初めて行うことも困難であるため、地域ごとに顔の見える関係や信頼関係を事前に築いておく必要がある。
- 災害時の食の提供については、在宅避難者にも食が届く仕組みを普段から整備しておく必要がある。また、食の提供だけでなく栄養バランスの検討も必要である。

NPO法人ボランタリー・アーキテクト・ネットワーク、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人日本ムービングハウス協会、七尾市、環境省から「分野横断的な対応について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 仮設住宅に併設される集会所は、高齢者向けに介助可能な浴室、子ども向けの遊び場、被災者へのサポートセンターなどといった機能を有することが重要であり、仮設住宅の建設と合わせて措置することが必要である。

- 障がい者や高齢者向けの仮設住宅について、グループホーム型、コミュニティーケア型など、住む方の生活や地域コミュニティーに配慮した仮設住宅の整備が重要である。
- 仮設住宅の整備に必要な資機材キットを備蓄するため、普段から森林組合、製材企業、地元の工務店などが連携するための体制が必要である。

石川県、志賀町、佐川急便株式会社、日本アイ・ビー・エム株式会社から「物資調達・輸送について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 物資支援業務は平常時において自治体業務にはないことから、輸送だけでなく物資拠点運営のアドバイスや機材の提供なども含めた全般的な業務に関する協定を民間企業と事前に締結するとともに、実動訓練を実施する必要性が高い。
- 災害発生時には多くの市町村が被災するので、どの市町村にも物資関係の各民間企業がもれなく支援に入って頂けるようになるためには、広域行政でのサポートも求められる。
- 物資支援業務におけるシステムの活用について、利便性向上のためのシステム改修に努めるだけでなく、災害時に物資支援業務に関わる担当者あるいは民間企業が実際に参加して、業務の一連の流れにシステムを組み込んだ訓練を実施することが重要である。
- 今回の災害において、仮設住宅への家電等の支援のため、各被災自治体に対してカウンターパートとなる支援団体が入ったという取組事例を記録しておく、今後の災害対応の参考になると考えられる。
- 自治体職員は定期的に人事異動があるため、災害時における物資支援業務の経験が引き継がれない可能性がある。このような経験を有する方を各自治体で登録し、災害発生時に派遣されるような仕組みが必要である。
- 今回の災害では道路の被害などが厳しい状況にあり、初期の段階で民間の力をフルに活用するのは危険な部分もあったことから、まずは自衛隊の力に対応しながら徐々に民間に引き継ぐという形がとられた。今後の災害における物資支援業務においても、このバランスをうまく図る必要がある。
- 総務省の応急対策職員派遣制度では、救援物資などの個別業務に詳しい災害マネジメント支援員の登録もあり、事前研修が行われている。これらの研修で、物資調達・輸送調整等支援システムの紹介があれば、一層の普及に繋がるのではないか。

以上



内閣府（防災担当）

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討 ワーキンググループ（第5回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日 時：令和6年9月4日（水）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室
（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、宇田川委員、浦野委員、大原委員、加藤委員、宮島委員、
馳 石川県知事、坂口 輪島市長（8名）

2. 議事要旨

NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク、一般社団法人日本UAS産業振興協議会、産業医科大学、総務省から「分野横断的な対応について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- JVOADのような中間支援組織は官民連携の場であるが、官民の役割分担や対応のウェイトが明確になっていない点について議論する必要がある。
- 災害救助法などに基づく支援マニュアルは行政において整備されているが、被災地の状況としては支援の取りこぼしが生じていると思われる。被災者の心身の活力が落ちるまで我慢させない支援のあり方を一つ一つクリアするにあたって、行政と関係機関で日ごろから調整することが必要である。
- 基本的な住まいの提供に加え、健康を維持するための物理的環境の整備、孤立・孤独の防止、生活上の課題の早期発見といったきめ細かい支援についても、県外の広域避難者に拡充していく必要がある。
- 罹災証明書の発行など申請形式の支援について、申請未了の方々に呼びかけるといったきめ細かいサポートがあるが、自治体によって対応の濃淡があるため、民間とうまく連携して取りこぼしがないように進めていく必要がある。
- JVOADのような中間支援組織は様々な分野の方々をワンストップで取り次いでいるが、行政側はワンストップの体制になっておらず調整に手間取ることから、平時からの体制構築が必要である。

- 災害時のドローンの活用について、個別取組での活用だけでなく、災害対応全体の中でこれまでできなかったことがドローンによってできるようになった事例もみられることから、今後さらなる活用に向けて議論を深める必要がある。
- ドローン活用における人材確保について、防災士の資格を有する方々が増えている一方で活躍の場が少ないことから、防災士会を通じてドローンを用いた活動に参加してもらう取組を検討してはどうか。
- 最近の国産ドローンの普及率が非常に低いことから、今般の災害の経験を踏まえ、国産ドローンを防災分野に活用するための技術開発を進める必要がある。
- 災害時においても自治体職員が安心して働ける環境づくりは非常に重要であることから、これを国として検討するための体制構築が必要である。

事務局から、報告書目次（案）について、資料に基づいて説明を行い、委員等から、目次としての大きな項目、あるいは、より詳細な項目として明記すべき事項の提案や、今般の災害の特徴だけでなく、社会的・地理的な特徴についても総論として記載する必要があるなどの意見があった。

以上



内閣府（防災担当）

令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討 ワーキンググループ（第7回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日時：令和6年10月7日（月）15：00～17：00

場所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室

（対面・オンラインのハイブリッド開催）

出席者：福和主査、阪本委員、宇田川委員、大原委員、加藤委員、酒井委員、
宮島委員、馳 石川県知事（代理）（7名）

2. 議事要旨

事務局から、「9月20日からの大雨について」資料に基づいて説明を行うとともに、跡見学園女子大学 鍵屋教授から「分野横断的な対応について」発表があり、委員等の間で議論を行った。委員等からの主な意見は次のとおり。

- 仮設住宅について、入居者の生活に支障があった場合、無料で修理するといった対応をしているが、全てを調査することも難しく、入居者はその対応に苦労している。仮設住宅は生活の場であるため、設置するスピードとともに、質を確保するための方策を検討する必要がある。
- 能登地方では建設用地が大幅に不足しているため、水害の危険度は認識しながら仮設住宅の敷地を選定しているという状況であった。今後の災害において、仮設住宅に適した場所が少ない場合の注意点、他の災害のリスクがある場合に仮設住宅利用者に事前に伝えるべき事項、通常とは異なる注意喚起のあり方を検討する必要がある。
- 地震災害に伴う長期間の避難所生活に対する精神的ストレスが、今般の豪雨災害における避難の阻害要因になっていると考えられることから、一層避難を促すための呼びかけのあり方と、避難所の環境改善の両面で検討する必要がある。
- 複数の自然災害で被害がさらに拡大する事例もあることから、被害認定や被災者支援のあり方についても検討する必要がある。

- 現行の災害救助法は、被災者の保護・救済的な思想が基本になっている中、時代の変化に応じて災害救助に「尊厳」を考慮することは非常に重要である。一方、リソースに限られる中、その対応が極端化しないよう、あらゆる人が力を合わせていくというちょうどよいバランスを今後社会で形成していく必要がある。

事務局から、報告書骨子（案）について、資料に基づいて説明を行い、委員等から、明記すべき重要な事項の提案や、国民に我が事感をもって今後の災害に対応してもらうような明確なメッセージを発信する必要がある、現行のやり方に限界がある場合には支援の需要を減らすことと新たなリソースを生み出す両面からの対策を考える必要がある、一般的な地震災害の特徴と半島特性が影響している特徴は切り分ける必要があるなどの意見があった。

以上